

鳥取県後期高齢者医療広域連合

第2次広域計画

平成24年2月
鳥取県後期高齢者医療広域連合

鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画

はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確にするとともに、財政基盤の安定を図り、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療保険制度として創設され、平成20年4月1日から制度施行されました。

この制度では、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合がその運営を担うことになり、平成19年2月1日に鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

制度開始当初は周知が不十分であったこともあり、制度に対する数多くの問い合わせや相談、意見が寄せられましたが、保険料軽減の追加措置など様々な改善策の実施や各市町村の協力を得ながら制度の周知・広報を行った結果、現在では、制度に対する理解も深まり、高齢者を支える医療保険制度として安定・定着してきました。

一方、後期高齢者医療制度については、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の「最終取りまとめ」を踏まえ、新たな制度の創設に向けて、関連法案が検討されているところではありますが、野党、全国知事会の理解が得られていない中で、法案提出に向けた調整はかなり難航すると予想され、先行きの大変不透明な状況になっています。

このような状況の中、ここに鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）を策定し、後期高齢者医療制度を適正かつ安定的に運用してまいります。

1 広域計画の趣旨

第2次広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づくもので、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する県内全市町村（以下「市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について平成19年に策定された広域計画を受けて定めるものです。

2 広域計画で定める項目

広域計画は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、後期高齢者医療制度の実施にあたり、協力して次の事務を行います。

(1) 被保険者資格管理に関すること

広域連合：被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、認定・交付を行います。

市町村：被保険者の資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を行い、これらの被保険者情報を広域連合へ送付します。

(2) 保険給付に関すること

広域連合：被保険者からの申請に対する支給決定等を行い、給付実績を一括管理します。

市町村：高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を行い、これらの申請等の情報を広域連合へ送付します。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合：市町村の持つ課税情報等を活用して、保険料の賦課決定を行うとともに、鳥取県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策推進計画に基づき、市町村における保険料収納の取組みを支援します。

市 町 村：保険料の徴収（収納対策を含む。）及びその滞納整理等を行います。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は市町村と連携を取りながら、被保険者の健康増進のために必要な事業を行います。

(5) 医療費適正化に関すること

広域連合：医療費適正化に関する各種施策の実施に努めるとともに、必要に応じ、各保険者と連携し、医療費適正化の取組みを推進します。

市町村：広域連合が行う医療費適正化に関する各種施策の円滑な実施を支援します。

(6) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

4 広域計画の期間及び改定

第2次広域計画の期間は、平成24年度から後期高齢者医療制度が廃止されるまでの期間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。